

山口市スマートシティ推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市では、第2期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に向けて、Society5.0を見据え、まちづくりのあらゆる分野で未来技術の活用を通じて、豊かで便利な創造社会の構築を図るため、スマートシティを推進することとしている。そこで、スマートシティの推進に向けて、多様な人材の育成や先進技術の社会実装等の新しい時代の流れを力にする仕組みづくりなど、今後の取組の方向性について検討を行うことを目的として、山口市スマートシティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) スマートシティ推進ビジョン（スマートシティの推進に向けた計画をいう。）の策定に関して、必要な事項について調査、研究し、市長に意見を述べること。
- (2) スマートシティの推進に向けたプロジェクトを検討し、市長に提言すること。
- (3) その他スマートシティの推進に必要な事項及び山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議に関すること。

(構成員)

第3条 協議会は、委員15名程度で組織する。

- 2 委員は、産業界、大学、行政機関等の各分野においてスマートシティの推進に関する識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。

(会長)

第4条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(ワーキンググループ)

第6条 スマートシティ推進ビジョンの策定やスマートシティの推進に向けたプロジェクト等について検討するため、会長は必要に応じて協議会にワーキンググループを設置することができる。

(オブザーバー)

第7条 協議会は、特別な事項について検討する場合などは、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総合政策部スマートシティ推進室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。